

## VI 少子化対策・女性の活躍推進への支援充実

---

---

## VI-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部、政策統括官（共生社会政策担当）  
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に推進するため、「地域少子化対策重点推進交付金」がより使いやすくなるよう、制度の運用に配慮すること。
- (2) 加えて、子どもの成長と子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援事業について、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組むことができるよう「子ども・子育て支援交付金」の柔軟な運用を行うこと。
- (3) これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。  
併せて、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降22年連続、婚姻率が平成12年以降17年連続で全国最下位、人口減少率も過去5年間で5.8%と全国で最も高く、その対策を講ずることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置付け、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援、専門アドバイザー派遣による中小企業の一般事業主行動計画策定の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 少子化対策は国民的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。  
併せて、地方自治体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、外部有

識者による審査等により、交付決定までに時間を要し、事業着手に遅れを生じることがあることから、審査時における詳細な採択基準を事前に示すなど、運用の改善を図るとともに、将来的には、各地方自治体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるよう、基金原資に充てられる交付金を新設する必要があります。

- (4) 地域における子育て支援事業については、実施主体である市町村が、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それに基づき事業を実施しており、国、県は1/3ずつ助成し、どこに居住していても等しく子育て支援サービスを受けられるよう支援しています。

しかしながら、国交付金の基準が、利用者支援事業（母子保健型）では、保健師等専門職員の配置が必要となっているほか、地域子育て支援拠点事業では、週3日以上かつ1日3時間又は5時間以上の開設が必要となっているなど、事業内容が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっています。

- (5) 当県では、第3子以降を持ちたいという希望の実現を強力に後押しするため、出生順位を問わず、全ての子どもに保育料の一部助成を行った上で、平成28年度からは、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の所得制限の下で、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成することにしました。現在は、更なる保育料助成の拡充に向けた検討を行っています。

また、福祉医療費の助成について、従来は乳幼児と小学生を対象としていましたが、平成28年8月から対象範囲を中学生まで拡大しました。

しかしながら、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといった少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、将来の我が国の根本に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

- (6) 消費税・地方消費税率引き上げの一部を活用するとされる全世代型の社会保障に向けた新たな政策パッケージについては、地方財政にも関わることから、その策定に当たっては地方と十分協議するとともに、確実な財政措置が求められます。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料助成制度の充実

全ての子どもを対象に、一定の所得制限の下で、1/2または1/4の保育料助成を行うとともに、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成。

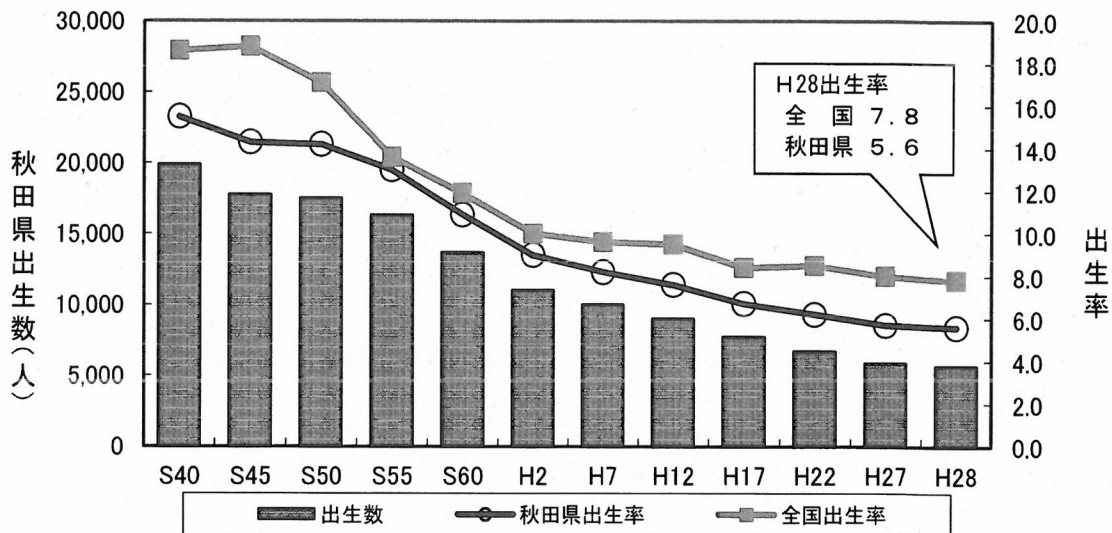
- ・対象：平成28年4月2日以降に、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯
- ・内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

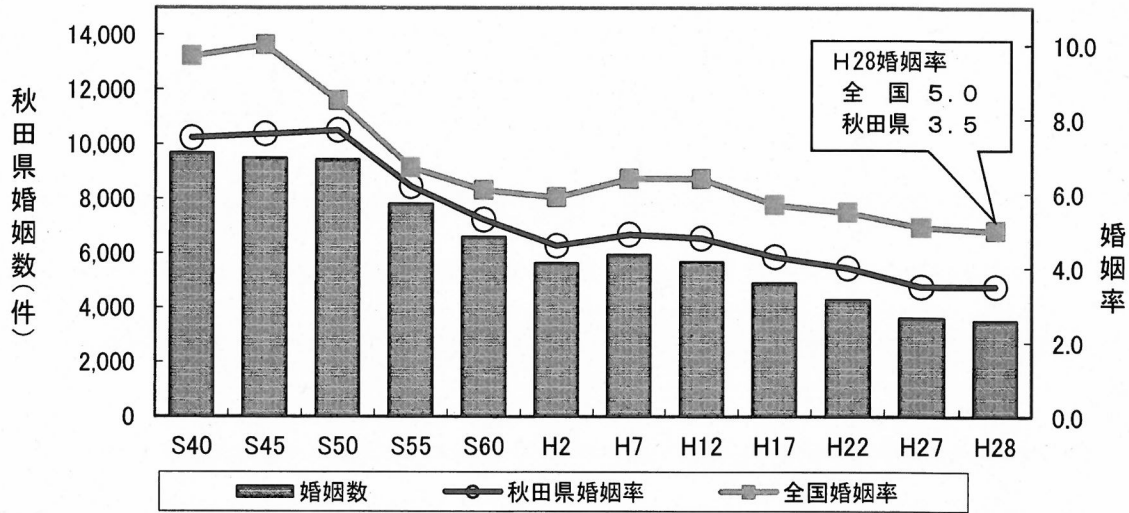
- ・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）
- ・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成  
②上記(1)に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



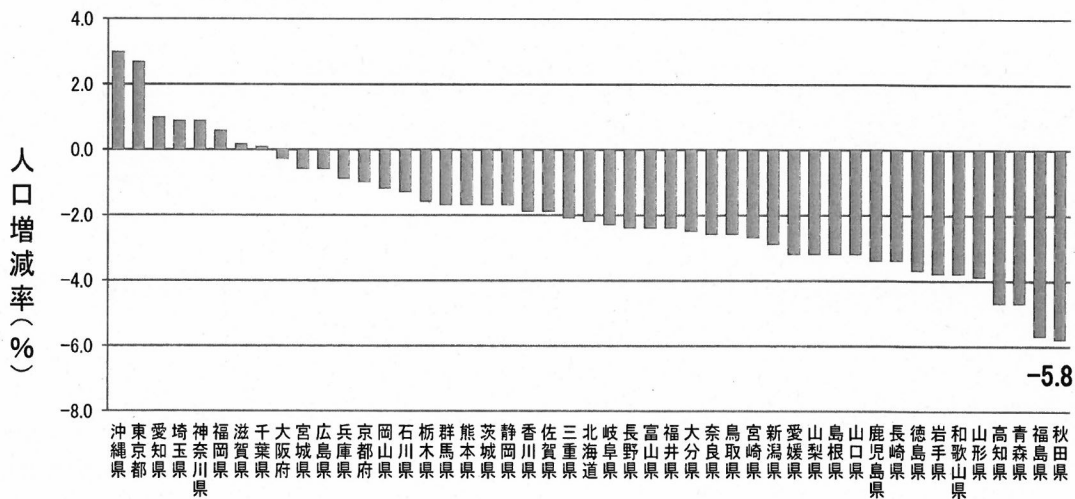
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

---

---

## VI-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局

厚生労働省雇用環境・均等局

---

---

### 【要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、現在、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、それぞれ一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている中小企業等において、計画策定の取組が促進されるよう、支援策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業の認定（えるぼし認定）や、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得を目指す中小企業に対して、認定取得に向けた取組の支援策の拡充を行うこと。
- (3) 「地域女性活躍推進交付金」について、安定的に予算を確保し、補助率を平成28年度と同じ8/10にするとともに、公募時期を早めるなど、県や市町村が取り組みやすい制度とすること。

### 【要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講ずることとされています。
- (2) 人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県において、県の活力を維持・向上させていくためには、女性の活躍が不可欠となっていますが、女性の有業率は全国平均を上回っている（全国14位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低迷している（同44位）など、職場における女性の活躍が十分には進んでおらず、県内企業の99.9%を占める中小企業の一部からは、女性の活躍推進等に向けた取組自体が会社の負担となる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。



- (3) こうしたことから、当県では、経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進等に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や、取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。
- (4) 女性の活躍推進等に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし認定等に向けた取組に関する事務等の負担がより大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。  
特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や額の増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充やくるみん税制の存続など、企業の取組への支援を充実させる必要があります。
- (5) また、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、「地域女性活躍推進交付金」の財源の確保を図りつつ、平成29年度から1/2に引き下げられた補助率を、少なくとも平成28年度と同様の8/10とするとともに、市町村が年度当初から事業に着手し、事業期間を十分に確保できるようにするため、公募スケジュールの早めの公表や公募期間の延長などの対応が必要です。

【参考資料】

[管理的職業従事者に占める女性の割合等]

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)	
東北	全国		
1	2	青森県	20.3
2	15	岩手県	14.8
3	21	山形県	13.7
4	25	宮城県	12.8
5	31	福島県	12.0
<b>6</b>	<b>44</b>	<b>秋田県</b>	<b>8.6</b>
		<b>全国平均</b>	<b>13.4</b>

順位		女性の有業率 (%)	
東北	全国		
1	3	山形県	70.1
2	11	岩手県	67.0
<b>3</b>	<b>14</b>	<b>秋田県</b>	<b>66.3</b>
4	28	青森県	63.1
5	32	福島県	62.9
6	37	宮城県	61.8
		<b>全国平均</b>	<b>63.1</b>

総務省「平成24年就業構造基本調査」より

[東北のくるみん認定企業数等の状況（平成29年6月末現在）]

くるみん認定企業数	
山形県	38
福島県	30
宮城県	29
岩手県	28
<b>秋田県</b>	<b>20</b>
青森県	19
<b>全国平均</b>	<b>58.4</b>

プラチナくるみん認定企業数	
宮城県	2
福島県	2
青森県	1
岩手県	1
山形県	1
<b>秋田県</b>	<b>0</b>
<b>全国平均</b>	<b>2.9</b>

えるぼし認定企業数	
岩手県	5
宮城県	4
福島県	4
青森県	3
山形県	1
<b>秋田県</b>	<b>0</b>
<b>全国平均</b>	<b>7.7</b>

厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」及び「女性活躍推進法による認定状況」より

(県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)